

別紙-2 専用利用のご案内

1 専用利用料金

■プール施設料金

利用区分			使用時間内（使用期間外含む）	
			1コース/1時間	全コース/1時間
大分類	小分類	使用場所	あたりの金額	あたりの金額
入場料を徴収しない場合		50mプール	2,200円	17,600円
		25mプール	1,100円	8,800円
		多目的プール		7,700円
		25mサブプール	1,100円	5,500円
		飛び込みプール		6,600円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	50mプール	11,000円	88,000円
		25mプール	5,500円	44,000円
		多目的プール		38,500円
		25mサブプール	5,500円	27,500円
		飛び込みプール		33,000円
	上記以外	50mプール	22,000円	176,000円
		25mプール	11,000円	88,000円
		多目的プール		77,000円
		25mサブプール	11,000円	55,000円
		飛び込みプール		66,600円

※使用時間外については1時間につき1.5倍に相当する額を徴収する。

■附属設備の利用料金

設備		1時間あたりの金額		
大型電光映像装置		1,870円		
放送設備		660円		
移動式放送設備		990円		
照明設備	50mプール	2500ルクス	1,230円	
	25mプール及び	1500ルクス	850円	
	多目的プール	500ルクス	290円	
	25mサブプール	500ルクス	100円	
	飛び込みプール		2500ルクス	700円
			1500ルクス	450円
			500ルクス	150円

■諸室の利用料金

諸室	1時間あたりの金額
飛び込みトレーニング室	1,760円
応接室	1,100円
第1役員室	550円
第2役員室	550円

※冷暖房を使用する場合は会議室利用料の額の2割5分に相当する額を別に徴収いたします。

※使用時間外については1時間につき1.5倍に相当する額を徴収する。

■金沢市体育施設等利用料金減免基準を定める要綱

第1条 この要綱は、金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第6条第7項、金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第11条の2第4項、金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第10条及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第10条の規定に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う金沢市体育施設条例に規定する体育施設、金沢市公園条例に規定する金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、スポーツ交流広場、金沢プール、ジュニアスポーツコート及び金沢市鳴和台市民体育会館、金沢市額谷ふれあい体育館並びに金沢市スポーツ広場条例に規定するスポーツ広場の利用料金（以下「利用料金」という。）の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を免除することができる。

- (1) 本市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場合
- (2) 金沢市民体育大会に使用する場合
- (3) 春季、夏季、秋季及び冬季に行われる本市の中学校体育大会及び長距離継走大会に使用する場合
- (4) 金沢市小学校連合体育大会に使用する場合
- (5) 市内の小学校又は中学校が当該学校の体育行事に使用する場合
- (6) 市内の地区公民館、地区公民館連絡協議会又は金沢市公民館連合会が当該団体の年間事業として計画を決定した体育行事（以下「決定体育行事」という。）に使用する場合
- (7) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館に限る。）
- (8) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日に一般に開放する場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金（金沢市体育施設条例別表第2第2項及び別表第2の2第2項並びに金沢市公園条例別表第2第2項、別表第3第2項及び別表第6第2項の規定による高齢者の団体が使用する場合の基本利用料金並びにテニスコートの照明に係る利用料金を除く。）の半額を免除することができる。この場合において、当該半額を免除した後の利用料金の額に10円未満の端数があるときは、当該端数の額を免除するものとする。

- (1) 金沢市体育協会が決定体育行事に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）
- (2) 石川県中学校体育大会に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）
- (3) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館を使用する場合及び高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）
- (4) 本市に住所を有する者で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けているもの及びこれらの者の介助者（第6号において「障害者等」という。）が当該身体障害者手帳等を提示して使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館及びテニスコートを使用する場合を除く。）
- (5) 本市に住所を有する65歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合
- (6) 障害者等が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合（高校生以下の者のみでテニスコートを使用

する場合を除く。)

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

附 則 (平成30年3月23日決裁)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱(平成8年3月7日決裁)は、廃止する。

2 専用利用の申込及び利用方法

- ・ 受付時間は営業日の午前9時から午後9時です。
- ・ 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。

ホームページアドレス <http://www.kanazawa-pool.jp>

- ・ 申請書等送付先（FAX またはメール）

FAX : 076-251-3536

E-mail : info@kanazawa-pool.jp

■専用利用（一部コースを専用利用する場合）

- ・ 一般の方のコース専用利用は、原則として大会専用利用がなく、一般利用等に支障がない場合、利用者の要望に応じてコースの専用利用ができます。
※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。
- ・ 申込みは、利用月の1ヵ月前の日に属する月の初日から使用する日の前日までです。別紙-4①の「金沢プール使用申請書」に必要事項を記入し、お申し込みください。
- ・ 利用料金の減免がある場合は別紙-4②の「金沢プール利用料減免申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。
- ・ 利用料金は、許可を受ける際にお支払いください。後納となる場合は事前にご相談ください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- ・ 専用利用の場合は2名以上（指導者含む）の団体とします。
- ・ 専用利用については、事故・トラブル等が発生した場合は、専用利用団体の責任において解決し、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- ・ その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。
- ・ 大会開催における注意事項はP14 別紙-3「大会開催時における注意事項」をご覧ください。

別紙—3 大会開催時における注意事項

1 物品の販売・宣伝・広告・看板等について

- 大会開催にあたり、プログラム販売や出店等を行う場合には、事前に施設管理者へ申し出てください。
- 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。
- 主催者は、事前に出店責任者と出店場所確認等、打ち合わせを行ってください。
- 所定の関係法令を遵守するとともに、安全・衛生に十分配慮してください。
- 出店における商品等の搬入時間は、施設管理者の定めた時間内に行ってください。
- 商品等の保管管理に関しては、主催者の責任において行ってください。施設管理者は盗難・破損等の責任は一切負いません。

2 施設設備・貸出備品について

- 使用申請時に使用する備品を記入し、確認の打ち合わせを施設管理者と行ってください。
- 申請は必ず主催責任者が行ってください。
- 貸出機器等の設置は、施設管理者の立ち会い及び指示のもと、主催者が準備を行ってください。
- 主催者は自己の責めに帰すべき理由により施設・器具等を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。

3 大会で使用する臨時電話回線やLAN回線について

- 臨時電話の設置・諸室及びLAN回線の使用について、施設管理者と打ち合わせを十分に行ってください。
- 臨時電話開設手続き及び電話機の設置、LAN回線の接続等は主催者が行ってください。

4 清掃・片付けについて

- 主催者の責任において、清掃・片付けを行ってください。
- 受付等でゴミ袋を配布するなど、場内や観客席のゴミ類は、すべて持ち帰るようにしてください。
- 清掃・片付けの終了後は速やかに施設管理者に連絡をし、確認を受けてください。

5 駐車場について

- 主催者は事前に駐車場整理券の発行や最寄りの交通機関等の利用の呼びかけを行い、事故・トラブルの発生防止に努めてください。
- 駐車場管理責任者を決め、大会当日の駐車場管理を行ってください。
- 駐車場係を配置できない場合は、必ず専門の警備会社等へ主催者の責任で依頼してください。
- 施設管理者は、駐車場内での事故・トラブル等、一切の責任を負いません。

6 事故防止についての主催者の責任について

- 利用の際は、適切な責任者を配置し、事故防止等、安全管理に十分な配慮をしてください。
- 大会開催時に使用する医薬品等は、主催者が準備してください。
- 事前の保険加入、大会当日の医師・看護師の配置等、事故発生時に速やかに対処できるようにしてください。
- 施設管理者は事故発生に関する一切の責任を負いません。

7 盗難防止等について

- 主催者は、事故や盗難防止のため必要相当数の係員を配置し、参加者や観客に適切な指導をしてください。
- 現金や貴重品は各団体に責任を持って管理してください。
- 主催者は、受付等に遺失物・拾得物の係員を配置してください。
- 主催者は、大会終了時には必ず会場等の点検確認を行ってください。
- 拾得物等は主催者が責任を持って保管管理してください。
- 施設管理者は、事故・盗難に関しての一切の責任を負いません。

8 防火・地震・防災について

- 主催者は、事前に災害等対策責任者をはじめ、必要な係員を決定の上、配置してください。

9 大会の変更・中止について

- 主催者は、大会を変更・中止するときは、速やかに管理者に申し出てください。